**平成２７年（フ）第２７号**
神奈川県小田原市蓮正寺406番地　ハイツソネット201
債務者　重田　吉彦
1　決定年月日時　平成27年２月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２７年（フ）第２６号**
名古屋市瑞穂区田辺通２丁目11番地の１　コーポタナベ３－Ｃ号、従前の住所名古屋市瑞穂区軍水町１丁目81番地の１
債務者　古根和賀子
1　決定年月日時　平成27年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２６年（フ）第２４４号**
広島県福山市駅家町大字法成寺565番地４
債務者　木村　陽子
1　決定年月日時　平成27年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**平成２７年（フ）第１号**
広島県福山市奈良津町１丁目１番22―102号
債務者　假屋　　整
1　決定年月日時　平成27年２月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**平成２７年（フ）第１２号**
広島県福山市三吉町３丁目６番22号
債務者　湯澤　志郎
1　決定年月日時　平成27年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**平成２７年（フ）第１９号**
広島県福山市東深津町７丁目14番20号
債務者　山本　弘子
1　決定年月日時　平成27年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**平成２７年（フ）第２２号**
広島県福山市水呑町2665番地１　ロックフィールドⅡ101
債務者　山崎　波枝
1　決定年月日時　平成27年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**平成２６年（フ）第４５２号**
神奈川県秦野市東田原200番地の284
債務者　山口奈美子
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２７年（フ）第４号**
神奈川県平塚市四之宮４丁目６番12号、前住所神奈川県平塚市四之宮３丁目８番１―205号　高橋第１ビル
債務者　和田　正夫
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２７年（フ）第４７号**
神奈川県足柄上郡松田町松田惣領1498番地
債務者　石引　和惠
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２７年（フ）第４８号**
神奈川県足柄上郡松田町松田惣領1498番地
債務者　石引　敏子
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２７年（フ）第６号**
松江市大庭町1388番地３　八重垣団地418号
債務者　榎　　敦郎
1　決定年月日時　平成27年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
松江地方裁判所民事部

**平成２７年（フ）第８号**
松江市学園南２丁目21番３号　コーポ西川津106号室、前住所松江市西尾町491番地１
債務者　入江　由香
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
松江地方裁判所民事部

**平成２７年（フ）第１５号**
松江市玉湯町玉造107番地３
債務者　青砥　憲子
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
松江地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第２０３４号**
名古屋市北区中味鋺１丁目911番地の１　カーサⅠ301号
債務者　近藤　善昭
1　決定年月日時　平成27年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２６年（フ）第２１２０号**
名古屋市千種区朝岡町２丁目６番地の１　朝香パレイ302号
債務者　本野真由美
1　決定年月日時　平成27年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２７年（フ）第１６号**
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字諏訪137番地　シティハイムカキツバタ202
債務者　神部美奈子（旧姓毛利）
1　決定年月日時　平成27年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２６年（フ）第２１３１号**
名古屋市熱田区旗屋２丁目２番12号　木村コーポ203号
債務者　西野美智子（旧姓大橋）
1　決定年月日時　平成27年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部